

付録2

昭和56年度において講じようとする 公害防止に関する主要施策

目 次

第1章 基本的施策	406
第1節 公害防止と環境保全の基本計画等	406
1 公害防止計画の推進と新長期計画の策定	406
2 環境影響評価の実施等	406
3 公害防止条例等の整備	406
第2節 土地利用の適正化に関する施策	407
1 工場の適正配置及び集団化の促進	407
2 土地利用における公害防止の配慮	407
3 土地利用調査の実施	407
第2章 公害防止の諸施策	408
第1節 大気汚染対策	408
1 法律・条例に基づく規制	408
2 大気清浄化計画の推進等	408
3 大気汚染現況調査等の実施	409
4 光化学スモッグ対策の推進	409
5 大気汚染の常時監視及び緊急時措置の実施	410
第2節 水質汚濁対策	410
1 法律・条例に基づく規制等	410
2 化学的酸素要求量に係る総量削減計画の推進	411
3 大阪湾の富栄養化防止対策の実施	411
4 下水道整備の推進	412
5 水質汚濁の常時監視	412
6 河川浄化事業の実施	413
7 河川の管理等	413
8 河川環境の整備	413

9	港湾環境の整備	413
第3節	騒音・振動対策	413
1	法律・条例に基づく規制	413
2	低周波空気振動調査の実施等	414
第4節	自動車公害対策	414
1	自動車排出ガス対策の推進	414
2	自動車騒音・道路交通振動対策の推進	415
第5節	航空機公害対策	415
1	大阪国際空港航空機公害対策の推進	415
2	大阪国際空港周辺整備機構に対する助成	416
第6節	地盤沈下対策	416
1	法律・条例に基づく規制	416
2	地盤沈下状況の調査の実施	417
3	都市河川地盤沈下対策の実施	417
4	工業用水の供給	417
第7節	廃棄物処理対策	417
1	新長期計画の策定	417
2	産業廃棄物処理対策の推進	417
3	一般廃棄物処理対策の推進	418
4	最終処分場の確保	418
第8節	農林・水産・畜産公害対策	418
1	農林・水産・畜産公害対策の実施	418
2	農業用水及び土壌汚染対策の実施	419
第9節	自然環境保全対策	419
1	法律・条例に基づく規制等	419
2	自然環境保全対策の実施	419
第10節	環境保健対策	421

1	健康被害に関する調査研究の実施	421
2	保健所における公害関連業務の実施	421
3	公害健康被害補償法の施行等	421
第 11 節	中小企業に対する助成等	422
1	中小企業者に対する公害防止資金の融資	422
2	公害防止技術の相談・指導	422
3	公害防止技術者の養成	422
4	公害防止技術の研究開発等	423
5	中小企業における公害防止技術の研究に対する助成	423
第 12 節	公害に係る検査・分析業務体制の整備	423
第 13 節	その他の公害対策	423
1	市町村の公害防止行政に対する助成	423
2	公害に関する苦情・相談の処理	424
3	公害関係事犯取締りの実施	424
4	大阪府公害審査会の運営	424
5	公害モニター制度の運営	424
6	公害防止管理者等に係る業務の運営	425
7	公害防止に関する知識の普及	425
付録	昭和 56 年度公害関係当初予算（関連事業を含む。）一覧	426

第1章 基本的施策

第1節 公害防止と環境保全の基本計画等

1 公害防止計画の推進と新長期計画の策定

府の環境保全のための基本的な計画として大阪地域公害防止計画及び大阪府環境管理計画を策定し、その推進に努めてきたが、両計画の期限が昭和56年度であること、さらに計画策定後の経済・社会情勢の変化、より高次の質の環境に対する府民のニーズの高まりなどを受け、新たに80年代にふさわしい環境の保全と創造にかかる長期的、総合的計画の策定を行うため、プロジェクト・チームを編成し全庁的に取組むものとする。

2 環境影響評価の実施等

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発行為等については、環境汚染の未然防止を図るため、環境影響評価の実施が必要と考えられるので、府としてその審査を行う場合に必要な汚染データの収集、解析、予測手法などの技術的事項について調査研究を進めてきたが、今後、手続面の検討を加えて環境影響評価の制度化を図る。

3 公害防止条例等の整備

工場・事業場に対する規制等については、大阪府公害防止条例（昭和46年大阪府条例第1号）及び同施行規則（昭和46年大阪府規則第55号）等に基づいて積極的に推進しているところであるが、今後の効果的な公害行政の推進に資するため、環境関連法令等の動向に配慮しながら同条例等について必要に応じ改正を行い、その整備を図る。

第2節 土地利用の適正化に関する施策

1 工場の適正配置及び集団化の促進

公害を抜本的に解決するためには土地利用の適正化を図る必要があるが、特に工場と住宅の混在により発生する公害を防止するため、引き続き工場の適正配置及び集団化を促進する。

- (1) 公害防止事業団の資金を活用して共同公害防止施設、共同利用工場、工場移転用地、共同福利施設等の建設事業を促進する。
- (2) 市町村又はその開発公社が行う公害防止対策事業等の用地の先行取得に對して、所要資金の一部を貸し付ける。
- (3) 中小企業の工場集団化により公害の解消に努めるため、財団法人大阪府中小企業団地開発協会による中小企業団地造成事業の促進を図る。

2 土地利用における公害防止の配慮

臨海部の造成地等における土地利用の決定に当たっては、公害防止の見地から最大限の配慮を行う。

二色の浜海水浴場の水質保全とその周辺河川及び大阪湾の汚濁防止並びに貝塚市及び周辺地域の都市機能の向上と生活環境の改善を図るため、二色の浜環境整備事業を推進する。

3 土地利用調査の実施

府下各地域ごとの特性をは握し、都市発展の動向に的確に対応した合理的な都市計画を推進するため、本年度においても土地利用の現況等の調査を行い、電子計算機処理システムの整備を進める。

第2章 公害防止の諸施策

第1節 大気汚染対策

1 法律・条例に基づく規制

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び大阪府公害防止条例並びに大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（昭和49年大阪府条例第8号。以下「上乘せ条例」という。）に基づき、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんその他の汚染物質の排出規制について関係工場、事業場に対する規制、指導を強力に実施する。

また、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）に基づく規制権限は、市町村長に委任されているので、関係市町村に対する指導の徹底を図る。

2 大気清浄化計画の推進等

大気汚染物質の削減を図るため、引き続き大気清浄化計画に基づき、窒素酸化物を中心として、硫黄酸化物、ばいじん、炭化水素について次のような対策を推進する。また、昭和53年7月に改定された二酸化窒素に係る環境基準の科学的根拠について更に理解を深めるため、引き続き二酸化窒素の環境基準に係る専門家会議の意見を徴する。

- (1) 窒素酸化物対策として、大規模発生源工場を中心に引き続き削減指導を行うとともに、今後の削減方策の検討を行うため、発生源の排出状況、低減技術の状況をは握し、各種削減対策の組み合わせによる環境濃度への影響を調査する。
- (2) 硫黄酸化物対策として、引き続き大気汚染防止法に基づく指定ばい煙総量削減計画に基づき総量規制を実施するとともに、工場、事業場に対し随

時立入検査を行い、総量規制基準等の遵守徹底を図る。

- (3) ばいじん対策として、関係工場、事業場に対する集じん装置等の点検、指導を行う。
- (4) 炭化水素対策として、大阪府公害防止条例に基づき防除装置の設置義務のある工場に対する点検、指導を行う。

3 大気汚染現況調査等の実施

大気汚染の現況及び汚染物質の発生源の動向を経年的には握するため、引き続き次の諸調査を実施する。

- (1) 地域別硫黄酸化物汚染状況調査(測定点は248地点、うち大阪市内50地点、堺市内19地点及び高石市内3地点は各市が実施)
- (2) 地域別降下ばいじん汚染状況調査(測定点は100地点)
- (3) 浮遊粉じん環境調査(測定点は浮遊粉じんについては9地点、うち大阪市内の3地点は大阪市が実施、浮遊粒子状物質については6地点)
- (4) 燃料使用状況調査(今年はしつ皆調査の年度にあたるため調査対象工場、事業場は約13,000、うち大阪市内分は大阪市が分担して実施)

4 光化学スモッグ対策の推進

光化学スモッグの発生原因を究明する等のため、前年度に引き続き次のように諸調査を実施するとともに、緊急時の対策を推進する。

- (1) 光化学スモッグの発生源を調査するため、排出ガス中における大気汚染物質の濃度等の調査を実施する。
- (2) 光化学スモッグの発生を予測してその防止対策に資するため、常時監視による環境濃度の測定データ及び自動車排出ガス基礎調査資料を利用して発生機構の解明に努めるとともに、紫外線照射装置を積載した移動測定車により各種の汚染物質の測定を行い、光化学スモッグ発生機構の多面的な解明を図る。

- (3) 光化学スモッグ注意報等の発令時における緊急時措置として、関係工場に対する排出ガス量の削減等の要請及び自動車の運行自粛の呼びかけを行う。また、速やかに市町村等関係機関へ連絡を行うとともに、府民への周知徹底を図る。
- (4) 炭化水素類排出施設に対し、光化学スモッグ対策としての有効な規制方策について検討を続ける。

5 大気汚染の常時監視及び緊急時措置の実施

大気汚染状況の常時監視体制を整備充実するとともに、緊急時における情報の伝達を速やかに行うなど適切な措置を実施する。

(参考) 大気汚染測定網の整備状況

(昭和56年3月31日現在)

区 分	局 数	左のうち府公害監視センターとテレメーターで直結している局数
硫酸酸化物測定局	104局	40局
浮遊粉じん測定局	108	41
一酸化炭素測定局	65	25
窒素酸化物測定局	104	35
オキシダント測定局	96	37

(注) 局数には府、市、町所管局及び大気汚染測定車を含む。

第2節 水 質 汚 濁 対 策

1 法律・条例に基づく規制等

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)、大阪府公害防止条例及び上乗せ条例に基づき、関係工場、事業場に対する規制、指導を強力に実施する。

また、瀬戸内海環境保全基本計画（昭和53年総理府告示第11号）に基づく大阪府計画の策定を進めるとともに、大阪府自然海浜保全地区条例（昭和56年大阪府条例第2号）に基づいて自然海浜保全地区の指定について検討を進める。

2 化学的酸素要求量に係る総量削減計画の推進

水質汚濁防止法第4条の3の規定により策定した化学的酸素要求量（COD）に係る総量削減計画（昭和55年3月内閣総理大臣承認。昭和55年大阪府告示第659号）の目標を達成するため、下水道の整備等による生活排水対策と併せて、指定地域内事業場に対する総量規制基準の遵守指導により産業排水に係る汚濁負荷量の削減を図る。

また、指定地域内事業場の設置者に対し、化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法（昭和54年環境庁告示第20号）に基づく計測の実施（自動計測機器の設置等）及び汚濁負荷量の測定・記録についての指導を行う。

3 大阪湾の富栄養化防止対策の実施

大阪湾における富栄養化による生活環境に係る被害の発生を防止するため、瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の3の規定による、⁷ん^ん及びその化合物に係る削減指導方針（昭和55年大阪府告示第747号）に基づき、⁷ん^んの削減に必要な指導を実施し、削減目標の達成に努める。

このため、産業排水対策として燃⁷ん^ん処理施設の導入、既設の処理施設の維持管理方法の改善等を指導するとともに、生活排水対策としては下水道及びし尿処理施設の整備等のほか、合成洗剤対策推進要綱に基づき洗剤使用の減量化、石けん等無⁷ん^ん洗剤の使用を推進目標として、必要な啓発等を行う。

4 下水道整備の推進

公共用水域の水質を保全するとともに、生活環境を改善するため、引き続いて寝屋川、猪名川、安威川、淀川右岸、淀川左岸、大和川下流及び南大阪湾岸の各流域下水道の整備を行う。

また、市町村が実施する公共下水道事業に対し事業推進の指導を行い、下水道整備を促進する。

5 水質汚濁の常時監視

府下の主要河川及び大阪湾の水質の汚濁状況を常時監視するため、本年度においては、公共用水域の水質測定計画に基づき、93河川133測定地点並びに海域21測定地点において、河川管理者及び関係行政機関の協力を得て計画的に水質の監視、測定を行うとともに、新たに第2寝屋川（大阪市城東区）に水質自動観測局を設置する。

また、総量規制基準が適用される一定規模以上の指定地域内事業場に設置される自動計測器及び河川の水質自動観測局のデータを集中監視する水質テレメーターシステムを整備する。

(参考) 水質自動観測局の設置状況
(昭和56年3月31日現在)

観測局名	設 置 場 所	設置年度
淀 川	神崎川分岐点（摂津市一津屋）	昭45
安 威 川	神崎川合流点直前 （大阪市東淀川区相川町）	〃 54
寝 屋 川	寝屋川上流（大東市三箇）	〃 55

6 河川浄化事業の実施

河川の汚濁を防止するため、従前から、都市河川浄化事業として汚濁の著しい河川を対象に汚水のしゅんせつを行ってきたが、本年度も引き続き神崎川及び寝屋川等において実施する。

また、今川浄化導水路の建設事業の完成を図る。

7 河川の管理等

河川敷内への廃棄物の不法投棄を防止するため、従来から実施している河川パトロールに加えて、河川管理協力員制度を効果的に活用するとともに、防護柵の設置を推進する。また、河川へ流出した工場廃油処理のためのオイルフェンスを府土木事務所、治水事務所及び工営所に常備する。

なお、府民の河川愛護精神及び公德心の高揚を図るため、河川愛護月間を設けて啓発活動を行う。

8 河川環境の整備

河川敷内に堆積し、及び水面に浮遊するじんかいの清掃並びに雑草の刈取りを実施するほか、沈船の引揚げ等を行う。

9 港湾環境の整備

府営港湾の環境整備を図るため、港内に発生した廃油及びじんかいの処理を行うとともに、港湾の緑化を推進する。

第3節 騒音・振動対策

1 法律・条例に基づく規制

騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び大阪府公害防止条例に基づく騒音・振動に係る規制権限は、そのほとんど

が市町村長に委任されているので、関係市町村に対する指導の強化、担当職員の技術研修の充実等により関係工場、事業場等に対する規制、指導の徹底を図る。

2 低周波空気振動調査の実施等

現在、未規制の低周波空気振動等について実態調査を実施するとともに、近隣騒音防止について、事業者、一般府民に向けてリーフレットを作成配布するほか各種広報媒体により啓発活動に努める。

第4節 自動車公害対策

1 自動車排出ガス対策の推進

(1) 国における自動車排出ガス低減対策として、一連の規制強化が図られてきたが、その実効を期するため、自動車の使用者等に対し規制内容の周知徹底を図るとともに、自動車運行の自粛についての啓発、自動車排出ガスの検査等街頭指導を実施する。

また、国に対しては、発生源対策の強化と併せて全体交通量削減に関する抜本策の樹立を強く要請する。

(2) 自動車排出ガスによる大気汚染の状況をより正確には握するため、沿道調査等による資料整備に努める。

(3) 都市における交通公害等の各種障害に対処するため、都市総合交通規制を更に推進し、交通流の最適化、自動車交通総量の削減を図る。

(4) 信号機の系統化、広域制御地域の拡大等、交通管制機能の拡充整備により、自動車の走行状態の改善を図る。

(5) 街頭における検問等により一酸化炭素、炭化水素等自動車排出ガス規制違反の取締りを強化する。

(6) 無公害車である電気自動車について、関係機関と提携して使用可能分野

への普及促進に努める。

2 自動車騒音・道路交通振動対策の推進

- (1) 都市総合交通規制の一環として、幹線道路については車線走行の徹底及び速度抑制を基軸とした交通規制と交通安全施設の整備を図る。また、住区道路については一方通行、大型車通行禁止等の交通規制を総合的に組み合わせた生活ゾーン規制の充実強化を図る。
- (2) 自動車騒音・道路交通振動の増大要因となる速度超過、車両の整備不良、積載量の超過等の違反の取締りを強化する。
- (3) 自動車騒音・振動による障害を防止するため、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」(昭和55年法律第34号)に基づく沿道整備事業及び各道路管理者が行う防音壁の設置等の促進を図る。
- (4) 市町村、関係機関が行う自動車騒音・道路交通振動対策の円滑な実施を図るため、その連絡調整に当たる。

第5節 航空機公害対策

1 大阪国際空港航空機公害対策の推進

大阪国際空港の航空機公害対策として次の措置を講じる。

- (1) 空港周辺の地域整備計画の具体化に努めるとともに、緑地整備を積極的に進めるための基礎調査を実施する。
- (2) 移転跡地等を利用して地元市が行う周辺環境基盤施設整備事業に対し、国と共に補助する。
- (3) 関係市が設置する学習、集会等のための共同利用施設に対し、国と共にその建設費を補助する。
- (4) 航空機騒音防止対策として関係市が行う学校等の公害防止工事に対して、その負担を軽減するため市町村施設整備資金を活用して資金の貸付け

を行う。

- (5) 大阪国際空港周辺整備機構による移転補償を受けて住宅等の移転を行う者が、それに要する資金を融資機関から借り入れた場合に、その利子の一部を補給する。
- (6) 空港周辺地域の営業者に対し、移転及び経営改善の資金をあっせん融資し、その利子の一部を補給する。
- (7) 豊中市が実施する鼻出血医療対策事業に対して補助を行う。
- (8) 住宅の移転者に対して府営住宅及び府住宅供給公社住宅への優先入居募集を行う。
- (9) 航空機騒音の常時測定のほか、必要に応じて航空機騒音等の実態調査を実施する。

2 大阪国際空港周辺整備機構に対する助成

大阪国際空港周辺整備機構の事業に対し、次の助成を行う。

- (1) 民家防音工事に対する補助
- (2) 共同住宅建設事業、代替地造成事業及び再開発整備事業に対する資金の貸付け

第6節 地盤沈下対策

1 法律・条例に基づく規制

工業用水法（昭和31年法律第146号）及び大阪府公害防止条例に基づく地下水の採取の規制を行うため、地下水採取の実態は握に努めるとともに、規制地域内の関係工場、事業場に対する規制、指導の徹底を図る。

特に、泉州地域については、昭和53年1月、工業用水法に基づき工業用地地下水採取の規制地域に指定されたので、府営工業用水道の給水状況に応じて、許可基準に適合しない井戸に対し、地下水からの使用水源の転換を図る。

2 地盤沈下状況の調査の実施

府下の地盤沈下の状況をは握するため、引き続き水準測量調査（観測点355点）を実施するとともに、観測井戸による地下水位及び地盤沈下の状況の観測を実施する。

3 都市河川地盤沈下対策の実施

平野川分水路の下流端に排水機場を設けて内水の水位低下を図り、地盤沈下地域の排水を良くするため、排水機場の建設事業を進めるとともに、古川の河川改修を進める。

4 工業用水の供給

北摂地域、東大阪地域及び泉州地域の地盤沈下対策として、地下水の代替水を確保するため、工業用水道による工業用水の安定供給に努める。

第7節 廃棄物処理対策

1 新長期計画の策定

産業廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全を図るため大阪府産業廃棄物処理計画（昭和49年7月）を策定し、その推進に努めてきたが本計画の期限が昭和56年度に到来するので、80年代の経済・社会情勢の変化の上に立って、今後における産業廃棄物の排出の動向とその適正な処理に対処し得るよう新たな長期計画を策定する。

2 産業廃棄物処理対策の推進

産業廃棄物の適正な処理を図るため、大阪府産業廃棄物処理計画に基づき、次のような対策を推進する。

- (1) 堺第7-3区における産業廃棄物の広域処理対策事業については、財団法人大阪産業廃棄物処理公社を事業主体として引き続き実施することとし、土砂、がれき及びこれらに類する廃棄物のほか無害の汚でい等の受入れを行う。
- (2) 産業廃棄物の広域処理対策事業の一環として実施する廃棄物の中間処理事業については、財団法人大阪産業廃棄物処理公社を事業主体として実施することとし、それに必要な技術的、財政的援助を行う。
- (3) 産業廃棄物の適正な処理を図るため、事業者責任を基本とする関係法令の趣旨に沿って、排出事業者及び産業廃棄物処理業者の指導、監視を強化する。

3 一般廃棄物処理対策の推進

一般廃棄物の適正な処理を推進し、生活環境の保全を図るため、市町村が行う廃棄物処理施設の整備に対して国と共に助成を行うほか、公害防止装置（洗浄集じん装置）の円滑な稼働を図るため、運営管理費の一部に対し助成を行う。更に、新たな処理技術の導入・廃棄物減量化対策等について調査研究を進め、市町村に対する技術援助を行う。

4 最終処分場の確保

関係府県、府下市町村等と協議しながら大阪湾圏域における広域廃棄物埋立処分場整備計画の検討を進める。

第8節 農林・水産・畜産公害対策

1 農林・水産・畜産公害対策の実施

農林・水産及び畜産業関係の公害対策として、前年度に引き続き次のような調査研究及び事業を行う。

- (1) 大気汚染による農作物等の影響に関する調査研究
- (2) 残留農薬に関する調査研究
- (3) 漁場環境等に関する調査研究
- (4) 家畜ふん尿の処理技術に関する調査研究
- (5) 漁場環境の常時監視
- (6) 畜産経営環境保全対策事業

2 農業用水及び土壌汚染対策の実施

都市排水の増加により農作物被害が増加している区域の水源転換、水質浄化、用排水分離水路の新設、改良を行うため、水質障害対策事業を推進する。

また、重金属による土壌及び農作物の汚染の実態調査及びその被害対策を引き続き実施する。

第9節 自然環境保全対策

1 法律・条例に基づく規制等

自然環境の保全を図るため、自然公園法（昭和32年法律第161号）、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）、大阪府自然環境保全条例（昭和48年大阪府条例第2号）の規定に基づき、規制地域内において開発行為等を行う者に対する規制、指導を行う。

また、同条例の規定に基づき、自然環境の保全と回復の状況をは握し、必要な指導に当たらせるため、自然環境保全指導員制度等を強化する。

2 自然環境保全対策の実施

自然と緑の生活環境を守り、積極的に自然の回復に努めるため、次の諸施策を実施する。

- (1) 金剛山伏見地区を中心として自然公園施設の整備を行い、秩序ある利用

の推進を図るとともに、明治の森・箕面及び金剛生駒の両国定公園並びに東海自然歩道等の管理事業を推進する。

- (2) 府政百年記念事業として金剛生駒国定公園区域内に造成した「府民の森」については、完成した5園地（約480 ha）の適正な利用に努めるとともに、引き続き未完成園地の整備を行う。
- (3) 市街地の緑化を推進し、職場、家庭等の生活環境にうるおいを取りもどすため、引き続き花と緑の運動を推進するとともに、緑化の指導・相談の拠点として緑化センターを整備する。
- (4) 緑化樹の養成を行い、これを府民が協同して行う植樹及び公共施設の植樹のために無償配付するとともに、施設緑化基準の達成に努める。
- (5) 森林資源の造成と緑地の保全を図るため、民有地に分取契約による地上権を設定し、造林事業を実施するとともに、契約期限の到来する森林で緑地保全上必要なものについては、引き続き借地制度に切り換えて森林の保全を図る。
- (6) 土壌養分に乏しい不良成育林地を改良し、森林造成を行うほか、保安林整備計画により指定された保安林の一部で機能強化を図るため、水源林造成事業等を実施する。
- (7) 第4次鳥獣保護事業計画（昭和52～56年度）に基づき、野生鳥獣の保護・繁殖を図るとともに、狩猟の適正化に努め、自然環境の保全を図る。
また、昭和57年度を初年度とする第5次鳥獣保護事業計画（昭和57～61年度）を策定する。
- (8) 水産資源の維持培養を図るため、高級魚介類の稚魚生産技術、品種の改良等の開発研究を行うとともに、稚魚の放流を実施する。

第10節 環 境 保 健 対 策

1 健康被害に関する調査研究の実施

環境汚染による健康への影響について、大阪府公害健康調査専門委員会議の助言を得て、次の調査研究を行う。

- (1) 大気汚染が人の健康に与えている影響の実態をは握するため、引き続き複合大気汚染の健康影響に関する基礎医学的及び疫学的調査研究を実施する。
- (2) 工場等から排出される汚染質による局地的な環境汚染問題について、工場等の周辺住民の健康調査等を実施する。
- (3) 光化学スモッグによる健康被害の実態をは握するため、必要に応じて緊急調査班を編成して現地調査を行う。
- (4) 食品中の微量有害物質等の汚染分布状況調査を実施する。
- (5) 環境汚染による健康被害の予防及び治療並びに調査研究体制の組織一元化を図るため、引き続き調査検討を進める。

2 保健所における公害関連業務の実施

公衆衛生の立場から公害に係る苦情相談、地域の特性に応じた環境汚染による人体影響に関連する各種の調査、衛生教育等を実施する。

3 公害健康被害補償法の施行等

公害健康被害者の公正、迅速な保護を図ることを目的とする公害健康被害補償法（昭和48年法律第111号）に基づき、大阪市、豊中市南部、堺市西北部、吹田市南部、守口市、東大阪市の一部及び八尾市の一部がその適用地域に指定されているが、同法による指定疾病患者が死亡した場合、関係市と共にその遺族に対し見舞金を支給する。

第11節 中小企業に対する助成等

1 中小企業者に対する公害防止資金の融資

- (1) 中小企業における公害防止施設の設置・改善、工場移転等を促進するため、引き続き中小企業公害防止資金特別融資制度の積極的な運用に努める。

融資目標額 19億6千万円

融資限度額 原則として2,500万円（工業専用地域等への工場移転及び事業協同組合等に対しては5,000万円）ただし、無担保融資600万円

融資期間 7年以内

- (2) 中小企業者が共同して行う共同公害防止事業に対し、中小企業事業団法（昭和55年法律第53号）による中小企業高度化資金を活用して資金貸付けを行う。
- (3) 中小企業設備近代化資金貸付けのうち、公害防止設備に係る貸付けについては、一定期間いつでも申込みができるよう便宜を図るほか、優先的に貸付けを行う。
- (4) 中小企業設備貸与事業等の運用により、中小企業者に対する公害防止設備の貸与等を積極的に進める。

2 公害防止技術の相談・指導

工業技術研究所及び繊維技術研究所において、公害防止技術についての相談・指導を行うほか、公害発生のおそれがある企業又は公害防止の技術指導を必要とする企業に対し、巡回技術指導を実施する。

3 公害防止技術者の養成

中小企業における公害防止体制の強化を図るため、各種の技術者研修を実施する。

4 公害防止技術の研究開発等

公害防止技術の開発、汚染状況の把握等を目的として、工業技術研究所、放射線中央研究所などにおいて、次のような調査研究を行うとともに、現在までの調査研究について、その成果の普及に努める。

- (1) 重質燃料（C重油）の低公害燃焼技術の開発調査
- (2) 重金属排水の物理化学的処理方法の研究
- (3) 水中の無機化合物に関する機器分析法の開発
- (4) 放射線利用による環境汚染に関する研究

5 中小企業における公害防止技術の研究に対する助成

中小企業の実情に即した公害防止対策を推進するため、財団法人関西産業公害防止センターが行う公害防止技術の研究事業に対し、引き続き助成措置を講じる。

第12節 公害に係る検査・分析業務体制の整備

公害試料の分析機能の充実を図るため、引き続き検査分析機器を增強し、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動の検査・分析業務を推進する。

第13節 その他の公害対策

1 市町村の公害防止行政に対する助成

- (1) 公害防止事務費交付金の交付
大阪府公害防止条例に基づく事務を委任している市町村に対し、引き続き交付金を交付する。
- (2) 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号）及び公害の防止に関する事業に係る国の財政上の

特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）に基づく、国の助成に係る学校等の公害防止事業を行う市町村に対して、市町村施設整備資金貸付金を貸付ける。

2 公害に関する苦情・相談の処理

公害に関する苦情・相談については、公害室各課、府の各保健所、府警察本部及び警察署並びに市町村公害担当部課が相互に密接な連携を保ちながら、その迅速かつ適切な処理に努める。

また、近年、問題となっている電波受信障害については、府営住宅の建設等による電波受信障害に対処するため共同アンテナの設置を行うほか、電波受信障害対策に関する制度の確立を国に働きかける等、必要な措置を講じる。

3 公害関係事犯取締りの実施

関係行政機関との連携を密にしながら、府民の健康を侵害し、また、日常生活に直接被害を与える悪質又は重要と認められる公害関係事犯を対象に、重点的な取締りを積極的に推進する。

4 大阪府公害審査会の運営

公害紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づいて設置された大阪府公害審査会において、その紛争事案の処理に努めているが、引き続き継続中の調停の事案の手続を進めるとともに、新たに調停等の申請があった場合にはその事案の早期処理に努める。

5 公害モニター制度の運営

府公害モニター制度を次のように運営する。

- (1) 公害行政に関する意見の提出及び公害発生状況等に関する報告を求める。

- (2) 研修会等を実施して公害に関する情報を提供することにより、モニター活動の円滑化を図る。

6 公害防止管理者等に係る業務の運営

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）に基づき、特定事業者に対し、公害防止管理者等の選任及び届出等が適正に行われるよう指導する。

7 公害防止に関する知識の普及

府民及び事業者に対し、公害に関する知識の普及を図るため、引き続き公害白書の刊行及び公害防止に関する各種啓発パンフレット等の資料の発行、環境月間の設定に伴う諸行事の実施等の措置を講じる。

付録 昭和56年度公害関係当初予算（関連事業を含む。）一覧

(1) 部 別

(単位：千円)

部 名	5 6 年度	5 5 年度	増 減
総 務 部	500,000	500,000	0
企 画 部	14,690	14,600	90
生 活 環 境 部	4,905,500	5,031,650	△ 126,150
衛 生 部	34,946	34,022	924
商 工 部	589,417	705,308	△ 115,891
農 林 部	1,990,495	1,752,027	238,468
土 木 部	56,740,492	59,012,654	△2,272,162
建 築 部	50,000	50,000	0
水 道 部	4,647,312	3,624,203	1,023,109
公 安 委 員 会	1,180,574	1,455,616	△ 275,042
教 育 委 員 会	79,096	58,955	20,141
企 業 局	3,100,000	—	3,100,000
合 計	73,832,522	72,239,035	1,593,487

(2) 種 目 別

(単位：千円)

区分	事業名	56年度	55年度	増減	摘要
大 気 汚 染 対 策	大気清浄化計画 実施費	10,553	6,042	4,511	大気汚染物質削減計画実施費
	大気汚染防止 規制指導費	13,037	12,248	789	大気汚染防止法等施行費 悪臭防止法施行費
	ごみ焼却場公害防 止装置管理運営費 等補助金	396,064	384,776	11,288	施設整備費補助金 64,954千円 運営管理費補助金 303,110千円 排出塩処分費補助金 28,000千円
	自動車公害 対策費	11,370	10,564	806	自動車排出ガス対策推進費 3,396千円 自動車排出ガス検査用車輛 購入費 4,755千円 自動車排出ガス処理装置触 媒取替費 3,219千円
	舗装新設費	787,000	1,048,000	△ 261,000	未舗装道路の舗装
	道路改良費	300,000	880,000	△ 580,000	道路の立体交差化

区分	事業名	56年度	55年度	増減	摘要
大気汚染対策	交通安全施設等整備費	1,400,269	1,640,441	△ 240,172	交差点改良費 27,000千円 横断歩道橋整備費 218,000千円 交通管制センター拡強化費 508,013千円 地域制御区域拡大費 469,006千円 信号機の系統化事業費 178,250千円
	(特別会計) 学校等公害防止施設整備事業費	40,000	40,000	0	大気汚染防止施設整備資金貸付金
	小計	2,958,293	4,022,071	△ 1,063,778	
水質汚濁対策	水質汚濁負荷量削減計画実施費	0	4,000	△ 4,000	水質汚濁削減計画策定費
	合成洗剤対策推進事業費	5,432	5,432	0	合成洗剤対策推進費
	一般廃棄物処理施設改造費補助金	110,000	110,000	0	し尿処理施設整備費補助金
	水質汚濁防止規制指導費	22,740	12,387	10,353	水質汚濁防止法等施行費

区分	事業名	56年度	55年度	増減	摘要
水質	漁業公害対策	11,549	10,392	1,157	漁場障害物除去事業 10,900千円 漁場油濁被害救済基金負担金 649千円
	下水道整備費	42,887,000	44,986,000	△ 2,099,000	流域下水道事業費 41,899,000千円 公共下水道事業費 988,000千円
汚濁	都市河川浄化費	650,000	650,000	0	河川のしゅんせつ費
対策	船舶廃油処理場維持費	94,704	84,594	10,110	船舶廃油処理施設等の維持管理
	公害取締対策費	2,052	1,964	88	水質検査委託料
	小計	43,783,477	45,864,769	△ 2,081,292	
騒音・振動対策	大阪国際空港周辺対策費	242,175	234,826	7,349	共同利用施設建設費補助金 93,100千円 住宅移転資金利子補給金 30,804千円 緑地整備計画策定調査費 7,500千円 営業者あつ旋融資促進費 37,900千円 環境基盤施設整備費補助金 71,400千円
	大阪国際空港周辺整備機構助成費	323,806	268,874	54,932	事業資金貸付金 154,000千円 民家防音工事費補助金 169,400千円

区分	事業名	56年度	55年度	増減	摘要
騒音・振動対策	騒音・振動規制指導費	1,672	1,670	2	騒音防止法等施行費
	舗装道改修費	1,676,000	777,000	899,000	舗装悪化箇所の補修
	公営住宅騒音対策費	39,900	39,900	0	
	航空機騒音防止校舎管理費	69,783	53,017	16,766	航空機騒音防止校舎冷暖房費
	(特別会計) 学校等公害防止施設整備事業費	460,000	460,000	0	航空機騒音防止施設整備資金貸付金 365,000千円 自動車騒音防止施設整備資金貸付金 95,000千円
	小計	2,813,336	1,835,287	978,049	
地盤沈下対策	地盤沈下規制指導費	1,862	1,862	0	工業用水法等施行費
	都市河川地盤沈下対策費	2,850,000	1,500,000	1,350,000	排水施設の設置により河川の水位を下げる

区分	事業名	56年度	55年度	増減	摘要
地盤沈下対策	(特別会計) 地盤沈下対策事業費	4,647,312	3,624,203	1,023,109	第3次工業用水道事業費 2,559,995千円 第4次工業用水道事業費 1,590,403千円 第5次工業用水道事業費 496,914千円
	小計	7,499,174	5,126,065	2,373,109	
土壌汚染対策	農用地土壌汚染対策費	353,060	214,800	138,260	水質障害対策事業費
	小計	353,060	214,800	138,260	
廃棄物対策	産業廃棄物広域処理対策費	0	223,800	△223,800	堺第7-3区(えん堤)整備事業費
	一般廃棄物処理指導監督費	5,382	5,382	0	市町村指導監督費
	産業廃棄物処理指導監督費	43,144	39,632	3,512	処理業者指導監督費 土地管理費
	産業廃棄物中間処理事業促進費	201,000	0	201,000	産業廃棄物中間処理事業費補助金
	道路環境整備費	375,650	313,650	62,000	道路敷におけるごみ等の不法投棄防止

区分	事業名	56年度	55年度	増減	摘要
廃棄物対策	公害取締対策費	421	403	18	産業廃棄物検査委託料
	小計	625,597	582,867	42,730	
その他の公害対策	電波障害防止対策費	10,100	10,100	0	共同アンテナ設置費
	小計	10,100	10,100	0	
調査研究	公害基本対策費	20,597	14,674	5,923	公害行政総合調整費
	公害モニター運営費	3,180	3,180	0	モニター100人
	公害紛争処理費	2,280	2,630	△350	公害審査会運営費
	公害防止計画進行管理費	2,840	2,840	0	
	公害事象に係る環境影響評価審査準備費	0	107,000	△107,000	環境アセスメント準備費

区分	事業名	56年度	55年度	増減	摘要
調 査	環境保全のための 新長期計画策定 調査費	7,000	3,000	4,000	
	窒素酸化物に 関する 調査研究費	2,500	72,500	△ 70,000	動物実験等
	光化学スモッグ 対策費	4,550	4,544	6	総合調整費 955千円 被害発生時緊急調査費 715千円 発生源工場等実態調査費 2,300千円 人体影響調査費 580千円
	中小固定発生源 向きC重油燃焼 方法の調査費	7,000	7,000	0	流動床燃焼炉による実験
	航空機公害 実態調査費	4,321	5,398	△ 1,077	航空機騒音調査費
研 究	自動車公害対策費	4,072	4,500	△ 428	総合交通公害対策等 検討調査
	騒音・振動対策費	3,910	8,700	△ 4,790	低周波空気振動調査費 2,910千円 近隣騒音防止啓発費 1,000千円
	大気・水質調査 研究費	4,290	6,490	△ 2,200	

区分	事業名	56年度	55年度	増減	摘要
調	公害現況等調査費	13,487	10,708	2,779	地域別硫黄酸化物汚染状況調査費 5,680千円 燃料使用量調査費 3,757千円 地域別降下ばいじん調査費 2,790千円 浮遊粉じん環境調査費 1,260千円
	地下水安全採取量調査費	0	5,500	△5,500	
査	廃棄物処理調査研究費	2,910	1,910	1,000	
	放射線利用環境汚染研究費	14,690	14,600	90	放射線利用による元素分析方法の研究
研	公害人体影響調査費	14,332	13,450	882	大気汚染人体影響調査費 3,144千円 大気汚染による住民健康調査、生活環境汚染影響調査 11,188千円
	食品安全対策費	15,871	15,835	36	主要食品中の有害農薬、重金属等検査費
究	公害衛生研究費	1,333	1,333	0	公衆衛生研究所公害衛生研究費
	公害保健調査研究体制整備費	530	530	0	環境保健体制整備調査事業費

区分	事業名	56年度	55年度	増減	摘要
調 査	公害対策指導 研究費	6,536	6,536	0	重金属排水の物理化学的 処理方法の研究等
	公害防除技術 研究費	0	833	△ 833	
	漁業公害研究費	13,406	13,706	△ 300	漁場環境調査費 汚水魚試験調査
	農作物公害研究費	14,573	14,564	9	農作物に関する公害試験研 究費
	畜産公害研究費	5,133	4,614	519	畜産環境保全対策試験
研 究	土地利用調査費	10,830	11,830	△ 1,000	
	総合都市交通体系 調査費	99,000	99,000	0	都市交通の改善、都市相互 の利便性の向上、自動車交 通量抑制対策を図る調査
	交通公害対策費	10,010	10,010	0	交通量調査費
	学校公害実態 調査費	9,197	5,413	3,784	環境検査器具購入費 2,797千円 大気汚染健康影響調査費 6,400千円

区分	事業名	56年度	55年度	増減	摘要
調査・研究	小計	298,378	472,828	△174,450	
監視	公害防止条例委任事務費	84,555	81,975	2,580	市町村交付金等
	堺分室運営費	31,499	30,952	547	管理運営費等
視測	大気汚染観測局整備費	43,750	36,300	7,450	観測機器等整備費
	公害監視センター運営費	387,964	345,602	42,362	管理運営費等 191,071千円 検査分析機器等整備費 20,505千円 大気汚染常時監視費 140,653千円 大気、水質、騒音、振動検査業務費 35,735千円
測定	水質汚濁常時監視施設整備費	186,467	33,530	152,937	水質テレメーターシステム整備費 157,967千円 第二寝屋川局設置費 28,500千円
	公共用水域常時監視費	134,072	124,499	9,573	河川、海域水質常時監視費

区分	事業名	56年度	55年度	増減	摘要
監視測定	地盤沈下規制指導費	41,932	52,620	△10,688	地盤沈下観測費 19,366千円 水準点測量費 22,566千円
	苦情相談処理費	3,950	3,950	0	大気、水質、特殊公害苦情相談処理費
	航空機騒音対策費	5,153	2,707	2,446	航空機騒音常時監視費
	漁業公害監視費	2,800	2,800	0	漁業公害調査指導事業
	公害取締対策費	9,603	10,919	△1,316	公害関係事犯採証機器整備費
	小計	931,745	725,854	205,891	
公害保健対策	公害健康被害対策費	11,910	10,460	1,450	公害病認定患者死亡見舞金等
	公害健康被害検査研修費	1,500	1,500	0	
	保健所公害業務費	2,300	2,300	0	公害担当職員活動費

区分	事業名	56年度	55年度	増減	摘要
公害保健対策	光化学スモッグ対策費	116	525	△ 409	酸素吸入器設置費
	小計	15,826	14,785	1,041	
中小企業対策	中小企業公害防止資金特別融資促進費	2,527,939	2,761,939	△ 234,000	融資目標 19億6千万円 貸付利率 年7.7% 貸付期間 7年以内 利子補給 小企業 6.7% 中企業 5.7%
	公害防止技術向上対策費	3,486	3,544	△ 58	公害防止技術者養成事業費 2,566千円 公害防止巡回技術指導費 920千円
	(財)関西産業公害防止センター補助金	1,000	1,000	0	工場排水中の未規制塩素化合物並びにその形成物質に関する調査研究
	(特別会計) 公害防止資金貸付金	130,000	240,000	△ 110,000	設備近代化資金のうち
	(特別会計) 公害防止設備貸与事業	30,000	0	30,000	設備貸与事業のうち
	小計	2,692,425	3,006,483	△ 314,058	

区分	事業名	56年度	55年度	増減	摘要
関連都市施設等整備	工場立地指導費	3,395	3,395	0	
	花と緑の運動推進事業費	13,275	13,275	0	花木等の植樹推進費 3,525千円 推進啓発費 9,750千円
	公園緑地整備費	5,131,350	4,082,000	1,049,350	都市公園の整備、緑化事業、淀川河川敷公園
	緑道整備費	104,500	113,500	△9,000	
	河川環境整備費	391,929	354,929	37,000	河川の塵芥処理
	港湾環境整備費	207,963	168,151	39,812	港湾の緑化事業等の環境整備
	二色の浜環境整備関連公共事業費	907,000	3,700,000	△2,793,000	
	(特別会計) 阪南(二色の浜)土地造成事業費	3,100,000	—	3,100,000	
小計	9,859,412	8,435,250	1,424,162		
自然環境保護	府民の森整備費	464,135	460,520	3,615	

区分	事業名	56年度	55年度	増減	摘要
自然環境保護	環境緑化推進費	253,287	242,167	11,120	
	鳥獣保護事業費	21,048	26,024	△ 4,976	
	栽培漁業推進費	38,051	20,553	17,498	
	内水面増殖費	5,570	4,727	843	
	府営林整備事業費	162,097	152,392	9,705	
	特殊林地改良事業費	59,298	70,527	△ 11,229	
	水源林造成事業費	65,887	70,527	△ 4,640	
	自然環境保全費	147,901	117,333	30,568	
	小計	1,217,274	1,164,770	52,504	
民間実施事業 企業 事業 団体	中小企業集団化事業貸付金	415,000	450,000	△ 35,000	中小企業団地開発協会貸付金

区分	事業名	56年度	55年度	増減	摘要
民間企業 団体 実施事業	畜産経営 環境保全費	207,244	112,061	95,183	
	森林造成事業費	152,181	201,045	△ 48,864	
	小計	774,425	763,106	11,319	
	合計	73,832,522	72,239,035	1,593,487	